

昭和廿三年八月三日第三種郵便物認可

# 支那事公報

第 九 號

昭和二十四年  
二月二十五日  
(毎月一回)

## 【目次】

- 豫算市會における市長挨拶
- 炭カラの街を返上しましよう
- 水源涵養地の確保について
- 出納例月検査結果報告
- 圖書館便り
- 辭令

## 戸締用心火の用心 賊と火の手は油斷から

- 「もう一度見廻れ戸締り火の用心」家を空ける時寝る時は必ず戸締りと火の元を「もう一度」見廻りませう
- 「火事は隠すな火の手が延びる」火事を知つたら必ず消防署へ知らせることです、電話で「火事」と言えれば消防署ができますから火災の場所をはつきり告げて下さい
- 「不時の災害不斷の備へ」各家庭に於ては防火用水と馬桶は常に備えて置くことにしましょう
- 「一本の木で萬本のマツチを造り、一本のマツチで萬本の火を焼く」屋外で塵芥を焼く時、草刈場、植林、開墾等のため山野に火を入れる時は必ず消防署へ届出でその指示を受けましよう

## 室蘭市長 熊谷綾雄

、三月十一日市議會に於て二十四年度市豫算編成の大要を説述したる概況左の通りであります。

市民各位に於かれても御熟讀の上御協力を願いたい。

昭和二十三年度豫算執行は、經濟界の状勢變轉、稅財政の大巾改訂、又、地方行政の劃期的改革等に依つて、遂に當初計畫の三〇〇%を示すに至りましたことは、如實に、一大變革期であつたと共に、財政の内情は御承知の様に、深刻なものであつたことを反省する次第であります。

殊に中央地方を通じての、事務の配分、財源の分配と言ふ真から、嘗市復興計畫の基盤を、經濟と技能との方向から考えて、調整して參つたのであります。が、反省して、極めて消極的な、補正に止まつたことは、國家的事情に左右されたとは言え、今後更に格段の努力を要することを痛感する次第であります。

數次に亘る豫算の大巾補正是、常に中央の方針と當市の實情とに幾多の懸隔や希望の相違を生じたのであります。議會各位の活潑なる御批判と、御協力に依

舍の完成を見てゐない。

水道は何としても、復舊を急がねばならないに拘らず、地方稅の負擔は増加し、その上教育費その他について、時に無理な、寄附金を集め等が、理實に体験する地方財政の現状でありまして、現在豫算に、物價引上げに應じた單價を増加して行くだけが、精一杯で新地方自治確立を中心とした諸法令に對する期待も全く夢消して、却て前途に不安を生ずるのが實態だと言ふことに遭遇したからであります。

依つて財政收支の合はないことは歳出の増加に應じて、歳入のこれに伴はないことが、原因であらうこと

を主眼として、先づ歳出に再検討を加えたわけであります。それは

- (1) 歳出についてこれを更に削減する余地はないであります。あらうか
  - (2) 既定の事業に關する自然増加はどうか
  - (3) 新しい事業がどの様に増加して行くか、
- であります。

先づ、歳出について削減の余地があるかの問題であります。が、誰しも財政が苦しくなると、最初に考へる

つて、常に齟齬することなく、整頓できましたことは、全く各の市政に對する正しい熱誠に外ならぬ處で、茲に厚く敬意と謝意を表する次第であります。

さて、昭和二十四年度豫算編成は、如上の實情をよく把握して、年初概括的に方針を纏めたのであります。が、政變に會い、その結果政府の施策が、根本的に改變せらるべき情勢が確定致しましたので、大巾な修正を企圖、夫々再度組替に努め、先づ歳出入とも、前年に於ける實績と、繼續實施を強く要すべきもの、議會を通じての各の強い御意見等を、本市復興經濟發展の綜合的開發に基盤を求めて、夫々事務的に計畫を進め、立案を怠いだのでありますが、素直に申上げますと、急速復興整備を要します事業の多いことと加えて中央地方の事務配分の不明確による、義務支出、教育保育、社會、自衛行政の必要費目の増嵩は、國有獨自の施策の方向を多大に制約され勝ちとなり、調整決定に頗る苦慮致した次第であります。

それは、例えは、道路は思う通りの補修も出來ず、小學校は荒れ、その上教室の不足を來たし、二部教授を行ふ實情で六三制の教育制度が實施されても未だ校

ことは経費の節約であります。

然るに節減の余地が極めて少い結果を生ずるのであります。それは、その大部分が、市民の日常生活に直接關係するものであるから、直に市民の權利義務即ち利害に響くことになり、又大部分が法律政令に依つて國から命ぜられた市民直接の事務であるから、その法律政令が變らない限り、地方獨自にこれを停止することは出來ない等、一般經濟事務に手を入れる余地の僅少な結果であつて、これは、御了承戴けると思うのであります。

次は

既定事業に關する自然増加は、賃金物價改訂の騰貴率のみに之を求める時は、却つて、既定事業の大巾壓縮の止むなき結果を生來するので、之亦その選擇に意を用い、検討を加えても、第一項と同様市民のすべての活動生活に波及して、復興、增産、生活安定に不安を與えることとなるので、限度線は何としても之を保持するの必要があるので、削減の餘地又僅少であります。

最後に新しい事業は戰災復舊や、戰時中、放置せら

れて居た施設の復舊生活の複雑化に伴つて増加する社會事業の如き已むを得ない経費の増加に、更に新制度施行に伴う費目も多く、就中最も顯著なものとして、六三學制 保健衛生、施設の強化、新自衛制度であつて、これ又その維持、補修、新設共に遷延放置を許さない限度に達してゐる本市の實情は、調整案配の餘地はあるとしても、大巾削減は不可能であります。

結果を單的に申しあげますと、削減より増嵩の傾向となるのであります。これ又戦前・戦時・戦後共に特殊な過程に於かれた、不利な條件であつて、舉市一体、懸命の努力と、決意を要する根本の問題だと存ずるのであります。

然し、歳入がこれに伴つて増加するならば、問題はないのであります。現行制度では、その様なことは企圖し得ず、只(1)税制、(2)使用料、手數料、(3)國庫負擔、補助、(4)地方債に付いての伸張性に期待する以外方途を見出せないのが實態であります。然も、地方債の强力抑制、國庫支出金の削減、地方配付金の壓縮、學制改革の地方支辨等の方針發表は、全く豫算編成の根本方針すら、樹立不可能に追込まれ

一般會計に於て	一億八百七萬六千圓
水道會計	八百七十九萬一千圓
病院會計	一千五百六十五萬七千圓
合計	一億三千二百五十二萬四千圓で約三〇%に豫定し
物件其の他既設事業の維持經營上必要とする經費は一般會計	七千七百二十五萬八千圓
水道會計	二百八十三萬一千圓
病院經營費	二千百五十九萬三千圓で
合計額は	一億百八十三萬四千餘圓となり約二三%
て、既定の經營に要します費目を必要的度合ひと、社會狀態の變轉とに調整を求ゆ、又生活々動の安定、自衛上、教育上の、限度線に止めた次第であります。	人件費等に付ても一應豫見し得る活動費を計上したのであります。但し、狀勢の變轉事故發生等に依り、更に増嵩を、豫定される危惧もあるのであります。殊に教育完成の爲め、教員の地方的特色發揮に要する、研修費等は、特に重要ではあるが、之等は國費道費との負擔區分の、未確定の爲めその決定を俟つて、更に正致し度いと存ずるのであります。

次に事業費に付きましては、財源を現行の財政法に基き、地方債に大部分を求め、企業の効率に従つて、償還財源とする倉庫、上屋野積場等の建設計畫、或は水産物荷扱所等室蘭港の將來と、現實とを調和した、施策と、拓計埠頭の進行と併行、側面推進をも併せて市の事業收入とを案配することには努め、夫々豫定したのであります。

又、食糧政策上水産業の、科學的増産と制約された農村の食品供出に適合の爲、乳牛綿羊の貸付増殖方法等を企圖、自立經濟の線を堅持致すべく努力したのであります。但し、原始的小企業は未だ自立活動不可能な面もあり、止むなく產業經濟費中一部助成費をも計上致したのであります。交換經濟面に對しては、負擔の均衡と本市を中心とした經濟活動の振興策に依り、還元策を目的に、一般施設と勘案致した次第で、尙信用保證制度に付ては、法令制定に大きな期待を持つわけではあるが、差當り、道の制度を活用致し度く、既に出資済であります。

次に公共、社會施設として、住宅緩和、學校の増設道路の改良補修、都市計畫街路等、毎月數隻を超える

る状態で、編成に二轉三轉を見て、今日提案し得た苦衷を御賢察願ひ度いのであります。内容御検討に當つても、地方の特色發揮と希望實現に、一沫の寂寥を感じられると思ふのであります。一部政治的見込財源も存じますので、各位の御經驗と御明察に依つて、更に検討を加えたい次第であります。

豫算は本市の經濟復興と、開發復舊は、遷延を許さずと決意し、現行の税財政制度の範圍に於て、歳入を探究し、經濟的効果も、勘案致し、費目の計數を、設定致したのであります。

如上の實情から、編成致しました内容を總括して申上げますと。

経常的費用は、(事業關係の事務費を含めて居ります)

一般會計に於て	一億八千五百三十三萬四千圓
水道會計	一千百六十二萬二千圓
病院會計	三千七百二十二萬二十五萬圓

合計二億三千四百三十五萬八千餘圓となり總經費の五三、五%となるのであります。

内人件費は

外國船の入港にも備え、觀光路線にも意を用ひ、夫々財政的制約を受け乍らも、都市形態に即應、一應の限度と濟進性とを調和して、方針を定め夫々計畫致したのであります。一般會計に於て、一億七千八百十六萬五千圓四九%の計上に止めたのであります。

然し尙本市として、當然施設を要し、又、將來收益をも豫定し得る公企業的事業、社會福祉の上から或は市の經營面から將來改善を要する事業を豫見し得るものもあるのであります。財政面から重點漸進方法をとつた次第であります。

水道會計に於ても、復舊と水量調整維持に中心を置き、一部高位配水の利用高度化を起債に求めて計畫し、

事業費千六百九十五萬三千圓を計上。

病院に於ても、一部増築を進行して、現有施設の改良を中心とし、又現下の社會状勢に即應して、綜合病院として、市民を中心に廣く道南の期待に對へ、又外國船舶の求めにも應じ得る態勢を企圖した次第であります。現有施設の應急改善もあり、彼是勘案經營の均衡を保持して、一應約九百萬圓を計上したのであります。

以上を顧りみて、地方財政の不均衡は、經常事務増加に一層追車を加へ地方固有獨自の事業を調整し得ないことを當初、特に申しあげました通りで、御了察願へると思ふのであります。

昭和二十三年度、現計豫算は、一般會計に於て、二億一千五百萬圓で、提出豫算と對比一六五%で、六五%増であつて、前年度物價平均改訂を期待すること大なるものあるかを實證される次第で、

水道會計は千四百六十七萬餘圓の現計に對し一九四%病院經營には、三千四十八萬三千圓に對し一五一%と夫々現行物價の線に於て、歳出に於ける壓縮經營になります。

於ける現實性、事業費に於ける苦衷を、御批判御理解を乞ふ次第であります。

歳入に付きましては、當初稅制一般の不均衡に付てふれました様に、全面的に、地方の負荷する、義務支出の面から今回強行せられます。企業三原則と經濟九原則に基いて稅財政全般に付て再検討さるべきだと信ずる次第であります。

即ち地方的な公共事務は、國の仕事であらうと誰の仕事であらうと出來得る限り、地方公共團體それ自体の仕事として、遂行して行くことが、地方民の創意も加えられようし、所謂綜合行政の妙味も、發揮されるであらうと、新自治制度三年を経ての體驗から、痛感する次第であります。歳出面でもその精神を生かしで參つたつもりであります。

然し國家事務の増加比率が、財源付與や稅制の障訂に、余りに遅れ、不適正である爲、現在では、自らの仕事すら財源を失ふ結果を來たして居ることは、前年度豫算補正の、實際から御認識戴けると思ふのであります。

特に、學制改革の負擔西分が明確にされてゐても、

本年度の歳入は歳出の必要性も、充分勘案致したの

實情に即せず、市費の多額の支出を要し、補助の基礎單價を制定せられる爲事業の遂行には、想像以上の齟齬を來す等、地方の發展策を遂行し様としても、その一般財源を食はれて、財源的に行き詰ると言ふ結果になるのであります。

國稅、地方稅の比率を、全体的に見ても、昭和二十二年度に於ては、國稅と地方稅の比率が、三八%が、二十三年度に四二、三%に、國稅から分與稅を差引いた額との比率が、二十一年引一八、九%が二十三年度に三一、六%。

尙その額で、地方稅との比率を見ると、二十一年度三一、五%が、二十三年度四九、九%となつて、經濟狀態に對比して、質量共に、地方自治の内容が充實しつつあることは明であるが、前述の如く、之を事務分配負擔區分の不均衡が、非常な大きい比率で驅迫してゐることの實證だと、確言できる次第で、稅財政の均衡は、單にその當事者のみでなく、國民の唯一の審判である選舉に理解を持ち、國民の力で強力に改革せらるべきものであることを痛感する次第であります。

であります、

歳入に付ての均衡を、更に強力に、勘案し、歳入の爲に歳出を削減し、又は負擔區分の確定まで之を、繰延べ、更に道稅計畫をも見合して、再度歳出を検討すると言ふ方法を以て、計畫を進めた次第であります。

従つて、市稅中、道稅附加稅に付ては、本稅の基本額に基いて、その賦課率は、中小企業の活動化を重點として尙求められる課稅の時間的ズレの問題も、調整致した結果、高率増徵より標準課率の線に於て、經濟的高度活動の期待に求むることが、稅の全体調和均勢から、正しいものと思ひ、家屋稅、地租、事業稅共に、その感覺の下に、計上せしめた次第であります。

その他、入場稅、電氣ガス、自動車、船舶等、十六稅目の附加稅も、同様措置致し、酒消費に付ては、價格引下自由販賣等の、中央政策を加味して、一部の増率に止めたのであります。

獨立稅は、特に地方稅法に示す通り、地方の特質及固有の事感も考慮して、増率増額改訂致し、經濟的調和と、行政費負擔分任の精神を組入れ經濟的費用充當に當てた次第であります。

を擧げる様措置致したのであります。

更に人稅物稅との調和の爲中央に於ても地方稅として法定致すべく準備中の土地家屋使用稅はその趨勢に基いて、市の獨立稅として、一應計上し、新規事業に充當設定致したのは、現在地方配付稅とのかね合ひから配分致した實情であつて、その何れかの線に於て、量的に、査和されることを確信致した爲なることを御了察願ふ次第であります。

以上計上致した市稅は、豫算書計上の通り、一億八千八百八十八万一千圓で全收入の五二%弱を占むるのであります。

財產收入は收益率頗る低調で、現下の統制事情下に於ては、保續に苦しむ状態に押詰められゝある現況から、一部市民の利便經濟自立の用に供する爲、處分に付て、研究中何れ各位の御審議と御協力に依り、効率化を圖り度い所存であります。

使用料手數料に就ては、特定の一部受益者に對する特殊利便供與であるとの見地から、その實情に憫じて夫々増率増額を、計上せしめたのであります。一部社會的要素を多分に存する人造物の使用料事務の手數

その主なるものは、

住民稅を法定の三倍千四百圓に求めたことであつて豫算案に示す通り、經常事務事業の、自然増率、經費の占むる割合と、經濟狀勢等を加味致し、尙貸金の改訂の實情に依り、規則も、調和した次第で、一般經常事業事務的經費の増率四倍三分五厘に、法定稅額の七〇%に止めたのであります。

次に軌動稅、車輛稅に轉換 タンク稅の新設に依つて、經濟的活動利用の具體課稅を圖り、物稅の活用を圖つた次第であります。

更に既定稅目にも再検討を加へて經濟的變遷を利用度、物件の價値取得の利權、物價改訂に依る收益の増加等を、勘案して、人稅との、調和を圖り、夫々据置より四〇〇%までの間に於て増額増率を企圖せしめた次第であります。

本年度歳出に於ても多額に都市計畫事業實施に重點を注ぎ、國際的都市としての發足を恒久的に進出以て經濟的活動の還元を企圖致しましたので、目的稅もそれに掛じて、法定されました限度以内に於て、事業費に應じ、徵稅の計畫を、計上致し表裏相俟ち、實効果

料に付ては、極力その意を檢討せしめ、決定を見たものゝ、維持補修の率合ひから、又止むを得ぬ増嵩もあり、財源助成等を勘案して、逐次改善致し度いことは前述申しあげた通りであります。

その他、繰入金、繰越金、納付金、過年度收入等は事態發生、並に現豫算を整理の上、更に事業繰越等に依り、何れ補正致す爲 費目計上に止めた次第であります。

以上一般財源はその限度を二十三年度中、増率増額を、妥當なりとした線を中心としたので、他都市で既に實施中のものもあり、中央に於て容認方針であるものであることを御了察願ひ度いのであります。

特定財源に就ては負擔區分の未確定と、その伸張性を期待すること切なるものがあるのであります。本豫算に計上致しましたのは、特殊事業に對する特定受益の 分擔金、負擔金を。約一%弱

國庫支出金は今回道費豫算に計上された事業計畫に基き、從來の基準率で八、五%三千百萬圓道支出金も市支田の法定道費負擔分を、現率で計上千五百餘萬圓四、一%その他寄附金繰替金等を、實態に憫じて計上す

るの情況であります。

市債九千六百二十餘萬圓は二六、四%でその大宗を爲すのであります。住宅、學校、土木事業等、公共事業の一應凡そ豫見し得る、事業費の補助との組合せのもの、三千五百万圓の外室蘭港活用の爲の、倉庫、上屋、野積場整頓費で共に本市の爲遷延を許るざるもののみであります。之が實現に最大の努力を傾倒致す決意でありますので、各位の不斷の御協力と、御支援を希ふ次第であります。

特定財源は、本公債を加へて、四一、四%で一〇會計五〇%の事業費と對比して、地方財政の一大改革を期待して止まない所であります。

自治的活動を考へる場合に、歳入の確候なくして、自信のある活動は不可能であります。稅收入や、稅外收入もあける方法は、單にその擔當者の考へでは到底満足し得ないことは言を要しません。

各位も細心の注意を以つて、徵稅行政の適正な、運燐に充分の理解と、施策を希求して止まない次第であります。

地方自治の本旨に従つて、今にして從來の單なる國

の行政機關的な性格をかなぐり捨て、眞の自治体として、自らの抱負經論を行政の上に現はすことにて、最大の効力を傾倒致す考へであります。

各位もこの場合、自治体の責任機關として、各般の理解を以て、歳入に付ても、深い経験と理論とを以て自信ある行政の岸開に御協力あらんことをお願する次第であります。

市民の深い理解の上に立つて、初めで無理な、租税と雖も、快く納入されるものと思ふのであります。

軍政下經濟状勢の變轉に加へ、強く九原則實施の波及は、眞に重大な荷重だと考へます。

廢墟の中から、上の福音こそ、光明であり、奮起の鐘だと思ひます。

一人の行政でなく、萬人の行政として、各位の御支援を期待して止みません。

計數的事項に付きましては、助役以下事務擔當者をして、説明致させ、又委員會等に、置きましては更

に算出の基礎に付ても、説明致せる、用意を致させて居りますので、充分御審議の上、原案の御理解を希ぶ次第であります。

### 炭カスの街を返上しませう

一步家を出るとあちらこちらの路上に灰燼を放置されてゐるのを見ますが、これは火災豫防や都市美の維持上思はしくありません。又灰燼を搬出するとさ積み込みに手間取り清掃効果が上りませんから市民の皆様には次に述べる事柄に御留意の上

ク炭カスの街ノと、いう汚名を返上しましよう。

記  
一、各戸の灰燼はできるだけ一定の容器に入れて搬出に便利なところに置くこと  
二、容器のない場合は一定の箇所に集積し散乱しないようにしておくこと  
三、泥濘を埋める場合は十分敷き均らして踏み固めること

### 水源涵養地の確保について

◎室蘭市世帯人口  
庶務課  
一、毎月現在數

月別	區分	人 口	同上	男女別	世 帶	構成人員	母帶平均
三月一日現在		二〇五、二〇五	男	五三、六六	三、六四	四、六〇	

## 二、月別異動數

## 昭和二十四年二月分出納例月検査結果報告(一月卅一日現在)

(監督委員)

## 一、收支狀況について

科 目	收 入 額	支 出 額	殘 額	一 時 借 入 金 及 一 時 繰 資	歲 入 過 不	摘 要
國 稅	二八、四四九	七〇〇	二七、八九			
道 稅	二八、四四九	七〇〇	二七、八九			
一般會計	一三、五七九	二九八、六	二一、七一	△二〇〇	△二〇〇	△二、一八、
水道會計	七八〇、〇	九、二五	八〇、七四	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	八、二一六、
病院會計	九、五五五	九、三〇五	〇、〇〇〇	一	三〇〇〇〇	一般會計より
質屋會計	八三、六五	一〇、八四	七〇、〇一		〇〇〇〇〇	
財產會計	三、〇四六	二一、〇〇四	四二		〇〇〇〇〇	水道會計へ三〇万圓
基金會計	六二九、二	五〇、〇九	五〇、〇一			
合 計	一八六、〇三	二九、三九九	一〇、〇四			

種 别	區 分	轉 出 入 の 別	轉 入	轉 出	出 生	死 亡
人 口			三、〇三、	一、一四七	三七	二三

## 二、現金保管の狀況について

歲 計 残 額	保 管 先	合 計	摘要
小 計			
歳入歳出外	六四二九	一五二、六六	七〇、六二
合 計	九〇、三三	一〇、一〇一	七〇、六二
歲 計 残 額	保 管 先	合 計	摘要
採礦銀行第三支店	六三、九三	六三、九三	
振替貯金	三〇、八四、三五、九三	三〇、八四、三五、九三	
合 計	二九、九五	二九、九五	

## 圖書館便り

## 一、この程昭和二十三年の圖書閱覽統計を総合分析し

た結果開館日數においては二七六日一ヶ月平均二三日、閲覧人員においては三〇、五四二人一日平均一一人、その性別は男が七七%、年齢別は數へ年二〇歳以下が八五%。職業別は學生(男女共)が八四% 地區別は室蘭方面(佛坂以西)が四一%をそれゝ占めており又閲覧冊數五〇、一三八冊一日平均一八二冊。その讀書傾向は文學が三九%、自然科學が一〇%、歴史科學が一〇%、雑誌が一〇%、

七% (以下略) の順になつておるさらに一人當りの閲覧冊數は一、六冊及藏書一冊當りの閲覧回數は六、三冊になつております等の現象は全國的に共通なものとされてゐる。

二、一人でも多くの方に圖書館を利用して頂くために三月二十五日から毎日數回市の契約による街頭宣傳放導社を通じ讀書啓蒙、新刊紹介、行事豫告等の盛り場向け宣傳放送に乗り出し又四月から毎月一回十五日同様の宣傳機關誌「圖書館便り」を關係方面に頒布することになつた。

昭和二十四年3月分閲覽統計表

(開館日數二十六日)

## 職業別閲覽人員

## 室蘭市立圖書館

職業別	學生	
	男女	教育
晝夜別	1515	304
晝間	13	
夜間	168	
晝夜別	2531	437
晝間	24	
夜間	272	
晝夜別	215	115
晝間	216	22
夜間	105	
晝夜別	188	168
晝間	130	
夜間	9	
晝夜別	457	199
晝間	178	72
夜間	130	290
晝夜別	52	1742
晝間	21	658
夜間	29	
晝夜別	4065	計
晝間	4065	
夜間		

## 職業別閲覽冊數

## 職業別閲覽冊數

職業別	學生	
	男女	教育
晝夜別	1515	304
晝間	13	
夜間	168	
晝夜別	2531	437
晝間	24	
夜間	272	
晝夜別	215	115
晝間	216	22
夜間	105	
晝夜別	188	168
晝間	130	
夜間	9	
晝夜別	457	199
晝間	178	72
夜間	130	290
晝夜別	52	1742
晝間	21	658
夜間	29	
晝夜別	4065	計
晝間	4065	
夜間		

## ◎新刊圖書紹介

人員冊數	學生	
	男女	教育
439	260	24
78	3	1
10	5	5
5	3	3
6	4	4
19	12	12
31	15	15
4	2	2
595	326	合

人員冊數	學生	
	男女	教育
439	260	24
78	3	1
10	5	5
5	3	3
6	4	4
19	12	12
31	15	15
4	2	2
595	326	合

## アメリカ軍政部提供英文雑誌分

## 職業別閲覽人員及びその冊數

美術	音楽鑑賞全集(第4卷)	堀内敬三
文學	(名曲解説管絃樂)	
	現代日本文學全集第4卷	日本ペンクラブ
	現代文學代表作全集(第一卷)	廣津和郎其他編
	(第六卷)	島崎藤村
	島崎藤村全集(第九卷)	島崎藤村
	ドストエフスキイ全集(白痴1)	米川正夫譯
	(ノ2)	
	日本小說代表作全集(第十六卷)	
長塚節全集(第四卷)	(第十七卷)	
(第五卷)		
(第七卷)		
ハイネ選集第二卷(新特集)		
第六かん(ドイツ、回想)		
第十四かん(告白、回想)		
丹下左膳(續こけ猿のまき)		
赤と黒(第二かん)		
金瓶梅(第四かん)		
徳田秋聲選集第11かん(縮圖)		
白秋特集(第二かん)		
(第三かん)		
北原白秋聲	桑原武夫譯	スダンダル
德田秋聲	土井義信譯	土井義信
尾坂徳司	河邊千里	河邊千里
平原秋聲	栗屋玄正	栗屋玄正
坂本チエ子	鈴木方	鈴木方

## 辭令

## 事務員

## 鈴木

## 方

願に依り事務員を解く

一月八日

## 事務員

## 鈴木

## 方

願に依り時事務員を解く  
一月二十四日

(市立病院關係)

## 看護婦

## 坂本

## チエ子

死亡解僕

(市立病院關係)

## 事務員

## 鈴木

## 方

一月六日

別當光子

二月二十八日

看護婦 谷口育子

命市立室蘭病院事務員藥局勤務

一月七日

二月三日

事務員

木口隆治

願に依り事務員を解く

二月十五日

臨時事務員

永澤良雄

願に依り臨時事務員を解く

二月十九日

車務員

久佐木政子

願に依り事務員を解く

二月二十八日

臨時事務員

中西和男

願に依り臨時事務員を解く

二月二十九日

車務員

吉田佛

命市立室蘭病院事務員 産業課水產係勤務

(市立病院關係)

二月十九日

星川幸子

星川幸子

命市立室蘭病院事務員 藥局勤務

二月十九日

星川幸子

星川幸子

北海道室蘭市立常盤小學校勤務を命ずる

一月十五日

室蘭市立本輪西小學校助教諭

村井ツヤ

願に依り助教諭を解く

一月三十一日

室蘭市立慶別小學校校長護婦

西岡キサミ

願に依り難護婦を解く

十二月二十一日

地方教官

西江輝二

願に依り本官を免ずる

市立室蘭女子高等學校教師

村瀬眞治

願に依り教師をとく

室蘭市立蘭東中學校養護婦

佐々木美恵子

願に依り難護婦をとく

室蘭市立鶴ヶ崎中學校使丁

今泉丈作

願に依り使丁をとく

室蘭市立鶴ヶ崎中學校使丁

大島戸那平

室蘭市立塵別小學校使丁を命ずる

二月十五日

北小路重携

室蘭市立天澤小學校給仕

川畑幸子

願に依り看護婦を解く  
本職を免ずる  
技術吏員 齋藤正年  
學務課辭令  
松田靜枝  
室蘭市立成徳中學校助教諭を命ずる  
十一月三十日  
地方教官 香川光雄  
官吏分限令第十一條第一項第四號に依り休職を命ずる  
室蘭市立塵別小學校教諭に補する  
三浦勝子  
地方教官 田口  
十二月三十一日  
地方教官 松原清治  
官吏分限令第十一條第一項第四號に依り休職を命ずる  
室蘭市公立學校事務職員に任命する 三級に叙する  
一月三十一日  
地方教官 田口  
吉島島軍  
吉島島軍  
三浦勝子  
地方教官 松原清治  
官吏分限令第十一條第一項第四號に依り休職を命ずる  
室蘭市公立學校事務職員に任命する 三級に叙する  
二月二十八日  
編任者 竹井清一  
室蘭市本町二番地  
發行所 室蘭市役所  
印刷所 室蘭印刷所  
印刷人 幸松健